

事 務 連 絡
平成26年12月24日

団 体 代 表 者 殿

松山労働基準監督署長

保護帽（ヘルメット）の着用と適正な使用について（要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進につき、ご理解・ご協力をいただき、深く感謝しております。

さて、当署管内の労働災害の発生状況は、死傷者数こそ微減となっておりますが、死亡災害は、昨年が1件であったのに対し、本年はすでに6件（11月末現在）と大幅に増加し、愛媛労働局管内で発生した8件（11月末現在）の4分の3を占めるという憂慮すべき事態となっております。

このような状況の中、本年9月下旬から11月にかけて立て続けに3件の頭部を損傷する重篤な災害（内死亡2件、重傷1件、詳細別添のとおり。）が発生したところですが、いずれの災害についても、ヘルメットの着用及びその使用方法に問題が認められ、もし、ヘルメットを適正に使用していれば、一命を取り止めたり、けがの程度が軽かったのではないかと推測されます。

もとより、ヘルメットの着用は、災害を発生させないという「本質的な安全化」ではありませんが、災害発生時に直接命にかかわることが多い「頭部」のダメージを少なくするという効果が期待されます。

貴団体（貴職）におかれましても、ヘルメットの着用については、従来よりその重要性を認識され、傘下の事業者（会員等）に対し、ご指導をいただいていることとは思いますが、以上のような状況をふまえ、再度「ヘルメットの着用とその適正な使用」について徹底していただくようお願い申し上げます。

「無帽」は「無謀」です！

ヘルメットを着用していなかったことなどで、重篤な災害が多発しています。

ヘルメット着用のポイントは、

「用途に応じたもの」を

「正しく」

「かぶる」

ことです。

法律で、保護帽（ヘルメット）の着用されている作業は、

- * 不整地運搬車の荷の積卸し（安規則 151 条の 52）
- * 貨物自動車の荷の積卸し（安規則 151 条の 74）
- * ジャッキ式つり上げ機械を用いての荷のつり上げ、つり下げ等の作業（安規則 194 条の 7）
- * 明り掘削の作業（安規則 366 条）
- * 採石作業（安規則 412 条）
- * はいの上の作業（安規則 435 条）
- * 港湾荷役作業（安規則 464 条）
- * 造林等の作業（安規則 484 条）
- * 林業架線作業（安規則 516 条）
- * 鋼橋の架設、解体、変更の作業（安規則 517 条の 10）
- * コンクリート工作物の解体、破壊の作業（安規則 517 条の 19）
- * コンクリート橋の架設、変更の作業（安規則 517 条の 24）
- * 物体の飛来、落下の危険があるとき（安規則 538 条、539 条）

などですが、これらの作業等以外でも、できる限りヘルメットを着用しましょう。

ヘルメットなどの「保護具」は、必ずしも「本質的な安全化」ではありませんが、万一災害が発生した場合でも、身体（頭部）のダメージを軽減するという意味で、再度着用の徹底を図ってください。

災害事例

災害発生月	業種	概要	備考
平成 26 年 9 月	道路貨物 運送業	<p>トラックの荷台に積載していた高所作業車をフォークリフトにより地上に下す作業中、高所作業車がフォークリフトの爪上から落下し、高所作業車の荷台上にいた労働者が墜落時に頭部を強打した。</p> <p><u>保護帽を着用していなかった。</u></p>	60 歳代 男性 死亡
平成 26 年 11 月	採石業	<p>トラクターショベルにより雑木の運搬作業中、構内道路を走行していたトラクターショベルが橋梁のガードレールを突き破り河床に転落し、運転席にいた労働者が墜落時に頭部を強打した。</p> <p><u>保護帽を着用していたが、墜落時に脱げた。</u></p>	60 歳代 男性 死亡
平成 26 年 11 月	建設業	<p>2 階建て建築物の外壁塗装工事において、足場上で塗装作業を行っていた労働者が足場作業床より墜落し頭部を強打した。</p> <p><u>保護帽を着用していたが、墜落時に脱げた。(保護帽は墜落防止用でなかった。)</u></p>	60 歳代 男性 重体